

CBTシステムの拡充・活用推進、教育データの利活用推進事業
(教育データ利活用に係る留意事項等に関する調査研究)

他分野のガイドライン等

2022年8月5日

EY新日本有限責任監査法人

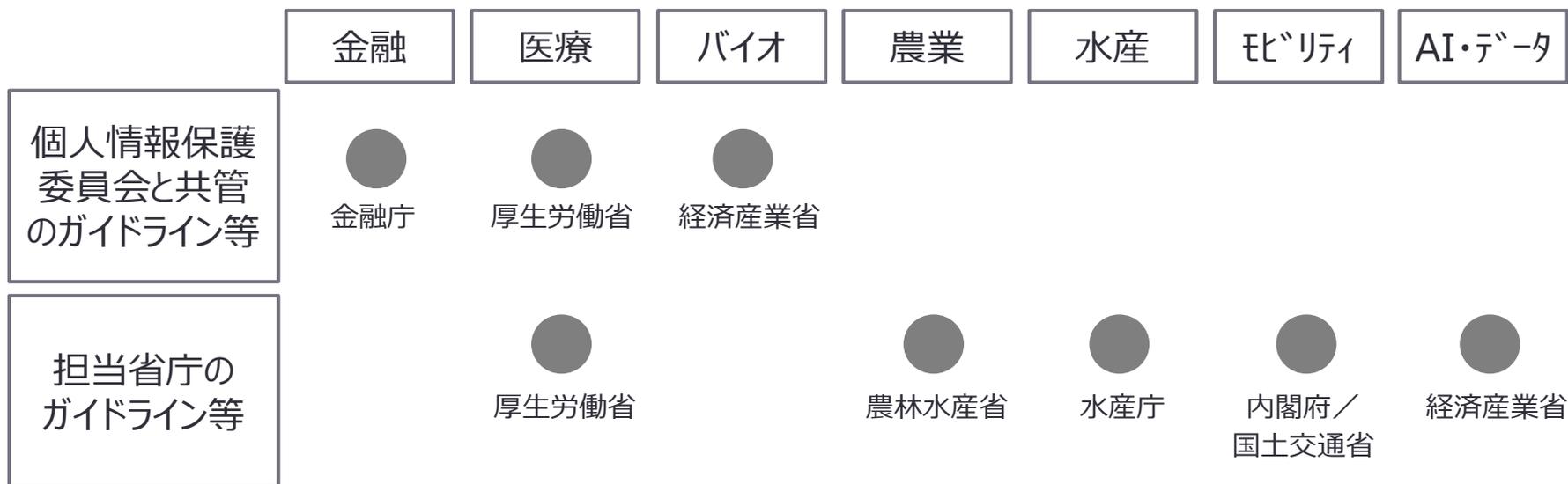
他分野のガイドライン等調査

実施概要

金融、医療、バイオ、農業、水産、モビリティ、バイオ、AI・データ、金融分野における個人情報やプライバシーの保護等に関連するデータ利活用ガイドライン等の整備状況を調査し、文部科学省が策定する「教育データを安全・安心に利活用するための留意事項等について解説するQ&A集(仮称)」(以下、「教育分野のQ&A集」)の参考とする。

各分野の概要

調査の結果、各分野のガイドライン等整備状況は以下の通りである。



主要なガイドライン等の基本的枠組みの整理

		金融	医療		バイオ	水産 (※1)	AI・データ
		個人情報委 + 金融庁 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」 (2022年)	個人情報委 + 厚労省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 (2017年公表、2022年一部改正)	厚労省 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」 (2022年)	個人情報委 + 経産省 「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」 (2017年公表、2021年・2022年一部改正)	水産庁 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン (案)」 (2022年)	経産省 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」 (2019年)
対象とする主体	行政機関等を対象としたもの	—	○	○	—	○	—
	民間事業者を対象としたもの	○	○	○	○	○	○
個人情報上の位置づけ	個人情報法6条・9条 (※2) に基づくもの	○	○	—	○	—	—
策定にあたり重視している観点	個人情報法の解説に重きを置いているもの	○	○	○	○	—	—
	データ利活用上の課題に重きを置いているもの	—	—	○	—	○	○
備考		「～なければならない」と、「こととする」・「適切である」・「望ましい」を明確に区別して示している	「法の規定により遵守すべき事項等」と「その他の事項」を区別して示している	「A 制度上の要求事項」、「B 考え方」、「C 最低限のガイドライン」、「D 推奨されるガイドライン」に分けて示している。	「～なければならない」と、「こととする」を明確に区別して示している		

※1：農業分野の「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウの保護のために～」(2020年改訂)、モビリティ分野の「モビリティ分野におけるデータ取扱いに関するガイドライン (案)」(2021年)も、「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン (案)」と同様の整理となった。

※2：個人情報法6条、9条の規定は下記の通り
(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体等への支援)

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

【金融】個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(2022年)

目的

個人情報保護法第6条及び第9条に基づき、「金融庁が所管する分野(以下「金融分野」という。)における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。」(p.1)

対象主体

- ・ 民間事業者

「金融分野における個人情報取扱事業者」(p.1等)

策定にあたり重視している観点

- ・ 全体を通じて主に個人情報保護法関連の解説を示している
- ・ 「～なければならない」と、「こととする」・「適切である」・「望ましい」を明確に区別して示している

「本ガイドライン中「～なければならない」と記載されている規定について、それに従わない場合は、法の規定違反と判断され得る。

また、本ガイドライン中「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定については、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者がその規定に従わない場合には、法の規定違反と判断されることはないが、当該規定は、金融分野の個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項として規定されており、金融分野における個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者においては、遵守に努めるものとする。」(p.1)

【医療】個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(2017年公表、2022年一部改正)

目的

個人情報保護法第6条及び第9条に基づき、「個人情報保護法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示すものである。」(p.1)

対象主体

- ・ 民間事業者及び行政機関等

「本ガイダンスが対象としている事業者の範囲は、①病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者(以下「医療機関等」という。)、②介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、及び介護保険施設を経営する事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を経営する事業その他高齢者福祉サービス事業を行う者(以下「介護関係事業者」という。)であって、法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者としての規律の全部又は一部の適用を受ける者(法別表第二に掲げる法人及び独立行政法人 労働者健康安全機構(病院の運営の業務に限る。)を含む。)である。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人が設置する医療機関等又は介護関係事業者であって、個人情報取扱事業者としての規律の適用を受けない者も、医療・介護分野における個人情報保護の精神は同一であることから、本ガイダンスに十分配慮することが望ましい。」(p.2)

策定にあたり重視している観点

- ・ 全体を通じて主に個人情報保護法関連の解説を示している
- ・ 「法の規定により遵守すべき事項等」と「その他の事項」を区分して示している

「医療・介護関係事業者は、本ガイダンスの【法の規定により遵守すべき事項等】のうち、「しなければならない」等と記載された事項については、法の規定により厳格に遵守することが求められる。また、【その他の事項】については、法に基づく義務等ではないが、達成できるように努めることが求められる。」(p.1)

【医療】厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」 (2022年)

目的

「本ガイドラインは、**医療情報システムの安全管理**や「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号。以下「e-文書法」という。)への適切な対応を行うため、技術的及び運用管理上の観点から所要の対策を示したものである。ただし、医療情報の適切な取扱いの観点からは、医療情報システムに関わる対策のみを実施するだけで十分な措置が講じられているとは言い難い。したがって、本ガイドラインを使用する場合、医療情報システムの担当者であっても、「**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス**」を十分理解し、医療情報システムに関わらない部分でも医療情報の適切な取扱いのための措置が講じられていることを確認することが必要である。」(p.1)

対象主体

- ・ 民間事業者及び行政機関等

「本ガイドラインは、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者、医療情報連携ネットワーク運営事業者等(以下「医療機関等」という。)における電子的な医療情報の取扱いに係る責任者を対象とし、…」(p.1)

策定にあたり 重視している 観点

- ・ 全体を通じて主に医療情報システムの安全管理に関する解説を示している
- ・ 全体を通じて個人情報保護に関する言及が多い
- ・ 以下のA、B、C、Dに区分して示している(p.3)

A 制度上の要求事項	法律、厚生労働省通知、他の指針等の要求事項を記載している。
B 考え方	要求事項の解説及び原則的な対策方針について記載している。
C 最低限のガイドライン	ガイドライン A 項の要求事項を満たすために必ず実施しなければならない対策を記載している。ただし、医療機関等の規模により実際に必要な対策が異なる場合や、幾つかの対策の中の一つを選択する場合もあるため、付表の運用管理表を活用し、適切な対策を採用して、実施しなければならない。
D 推奨されるガイドライン	実施しなくても A 項の要求事項を満たすことが可能であるが、説明責任の観点から実施した方が理解を得やすい対策を記載している。また、最低限のシステムには使用されていない技術を使用する上で一定の留意が必要な事項の記載も含んでいる。

【バイオ】個人情報保護委員会・経済産業省「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」(2017年公表、2021年・2022年一部改正)

目的

個人情報保護法第6条及び第9条に基づき、「個人遺伝情報を用いた事業の適正な発達及び一般消費者の利益の保護の観点から、経済産業省が所管する分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報の適正な取扱いやサービスの質の確保等、適正な事業の実施のために事業者が遵守すべき事項を定めるものである。」(p.1)

対象主体

- ・ 民間事業者

「本ガイドラインは、「個人遺伝情報取扱事業者」が「個人遺伝情報」を、及び「遺伝情報取扱事業者」が「遺伝情報」を取り扱う場合に構すべき措置について定めたもの」(p.1)

策定にあたり重視している観点

- ・ 全体を通じて主に個人情報保護法関連の解説を示している
- ・ 「～なければならない」と、「こととする」を明確に区別して示している

「本ガイドラインにおいて、「しなければならない」と記載されている規定については、それに従わなかった場合は、法の規定違反と判断され得る。一方、「こととする」と記載されている規定については、それに従わなかった場合でも、法の規定違反と判断されることはないが、「こととする」と記載されている規定についても、個人情報の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに配慮して適正な取扱いが図られるべきとする法の基本理念(法第3条)を踏まえ、また、個人遺伝情報の適正な取扱いの厳格な実施を確保する観点から、社会的責務としてできる限り取り組むよう努めなければならないものである。」(p.1)

【水産】水産庁「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン(案)」(2022年)

目的

「本ガイドラインは、水産分野におけるデータの取扱いに関して、取り決めるべき内容について、留意点等を示すことを目的とする。

データは、ICT を活用する上で重要な要素となっており、ICT 等先端技術を活用して水産業の活性化を目指すスマート水産業においても、この点は同様である。

一方で、データに焦点を当てて保護する法律はこれまで策定されておらず、結果として取決めがなされないデータは、当事者が十分な保護を受けられない可能性がある。そのため当事者間でのデータの取扱いについて、具体的な取決めが求められる。」(p.1)

対象主体

- ・ 民間事業者及び行政機関等（※但し、行政機関等に関する部分は限定的）

「本ガイドラインの利用者は、データの利用場面に関わる方全てを想定しているが、主に民間事業者を活用してデータの利用を行う方を想定している。特に漁業者や漁業・養殖業、産地市場に関わる方には積極的に利用していただきたい。また、本ガイドラインでは、特に水産業におけるデータの特殊性に鑑みた留意点を示しており、生産者等以外の利用者は、データの提供を受けた際に、この留意点を確認することが望ましい。」(p.1)

「ICT システム・サービス・製品等の委託者・受託者において特に参照いただきたい箇所

国、地方公共団体、公的機関(国立研究開発法人、独立行政法人等) 水産分野の研究開発においては、関連情報の提供目的や、公的資金によるプロジェクトとして、国、地方公共団体が委託者となったり、公的機関が受託契約管理団体として製品・サービス提供者、研究開発機関等に対する委託者となったりすることがみられる。この場合については、本ガイドラインの以下の項目を参照されたい。

「第2.水産分野のデータ提供における基本的事項」のうち(2)③行政機関等への提供」(p.4)

策定にあたり重視している観点

- ・ 全体を通じてデータ利用における留意点について、ノウハウや営業秘密の保護を中心に説明されている
- ・ 図を多用するなど、視覚化の工夫が見られる

【AI・データ】経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(2022年)

目的

※データ編について

「データ契約は、いまだ一般的に広く締結されているものではなく、契約実務の集積がないことから、今後契約が締結された場合に様々な問題を招きやすい特性をもつ。本ガイドライン(データ編)は、かかる特性をもつ一方、その標準的なひな形が確立されていないデータ契約について、幾つかの類型毎に主な課題や論点を提示しつつ、広く国民が利用しやすい契約条項例や条項作成時の考慮要素等を示すことで、その取引費用を削減し、データ契約の普及を図り、ひいてはデータの有効活用を促進することを目的としている。」(p.1)

対象主体

- ・ 民間事業者

「本ガイドライン(データ編)の読者としては、契約に関係する全ての者(事業者の契約担当者のみならず、その事業部門、経営層、データの流通や利活用に関連するシステム開発者等を含む。)を幅広く想定している。なぜなら、データ契約が経営全体に及ぼし得る潜在的な影響や、データ契約によってデータ流通と利活用を可能にするシステム開発にも影響が生じ得ること等も踏まえると、契約締結に携わる者以外にも、契約に関係する全ての者を幅広く想定読者として、本ガイドライン(データ編)で提示した問題意識を理解していただくことが望ましいからである」(p.11)

策定にあたり 重視している 観点

- ・ 各種契約類型についての解説となっている
- ・ 全体を通じて、データ契約に関する様々な課題論点を取り上げている。
- ・ その一つとして、個人情報保護に関する言及が多い

参 考

【金融】個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（2022年）のポイント

背景

医療関連、金融関連（信用等含む）、情報通信関連分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに関連規律の特殊性等を踏まえて、個人情報保護委員会が定める全ての分野に適用される個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを基礎として、各分野において更に必要となる別途の規律を定めることが、個人情報保護委員会で2016年に審議された

個人情報保護法の体系では、個人情報保護法、同施行令、同施行規則、通則ガイドラインを基礎として、以前から「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（2017年版）及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（2017年版）が存在

一方、銀行法や保険業法等の業法の体系では、各業法の施行規則（内閣府例）において、①個人顧客情報の安全管理措置等、②個人顧客情報の漏えい等報告等、③返済能力情報の取扱い、④特別の非公開情報の取扱い等が存在
各業態の監督指針等で、個人顧客情報について、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づく適切な取扱いの確保が求められている

目的

金融分野における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、当該分野における事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針を示す

構成

第1条～第21条で構成され、全体で19頁（他のガイドライン等と比較してボリュームが少ない）

【目次】

第1条 目的等（法第1条関係）
第2条 利用目的の特定（法第17条関係）
第3条 同意の形式（法第18条、第27条、第28条及び第31条関係）
第4条 利用目的による制限（法第18条関係）
第5条 機微（センシティブ）情報
第6条 取得に際しての利用目的の通知等（法第21条関係）
第7条 データ内容の正確性の確保等（法第22条関係）
第8条 安全管理措置（法第23条関係）
第9条 従業者の監督（法第24条関係）
第10条 委託先の監督（法第25条関係）

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等（法第26条等関係）
第12条 第三者提供の制限（法第27条関係）
第13条 外国にある第三者への提供の制限（法第28条関係）
第14条 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第31条関係）
第15条 保有個人データに関する事項の公表等（法第32条関係）
第16条 開示（法第33条関係）
第17条 理由の説明（法第36条関係）
第18条 開示等の請求等に応じる手続（法第37条関係）
第19条 個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第40条関係）
第20条 個人情報保護宣言の策定（法第21条及び第32条並びに基本方針関係）
第21条 ガイドラインの見直し

【医療】個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」（2017年公表、2022年一部改正）のポイント

背景 医療関連、金融関連（信用等含む）、情報通信関連分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに関連規律の特殊性等を踏まえて、個人情報保護委員会が定める全ての分野に適用される個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを基礎として、各分野において更に必要となる別途の規律を定めることが、個人情報保護委員会で2016年に審議された

目的 個人情報保護法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示すこと（2017年当初について）
個人情報保護法改正、及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で新設された制度の解説や用語の整理等、所要の改正を実施（2022年一部改正について）

構成 本ガイドランスに加えて、本ガイドランスに関するQ&A（事例集）も作成されている

ガイドランス	法律上の遵守事項、遵守が望ましい事項の整理	具体例
I 本ガイドランスの趣旨、目的、基本的考え方		
II 用語の定義等 ・各用語についての具体例を記載。例：個人情報の具体例（右記参照）	医療機関等における個人情報	診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録等
III 本ガイドランスの対象となる事業者の種別と法の適用関係		
IV 医療・介護関係事業者の義務等	介護関係事業者における個人情報	ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録、事故の状況等の記録等
V ガイドランスの見直し等		

Q&A 概ねガイドランスの章立てに沿って総論・各論のQ&Aを掲載

【総論】	【各論】
Q 1 ガイドランスの趣旨、対象範囲等	Q 1 利用目的の特定等
Q 2 用語の定義	Q 2 利用目的の通知等
Q 3 本人の同意	Q 3 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督
Q 4 個人情報を研究に利用する場合の取扱い	Q 4 個人データの第三者提供
Q 5 個人情報に関する相談体制	Q 5 本人からの請求による保有個人データの開示
Q 6 その他	Q 6 開示等の請求に応じる手続及び手数料

Q4-12 学校医として生徒の健康診断を行った場合、診断結果を学校に提出することは第三者提供に該当するのでしょうか。

A4-12 学校医は、学校保健安全法に基づき各学校（学校教育法第1条に定める学校）に置かれ、学校の職員として健康診断を行うこととなります。このため、学校に診断結果を提出することは事業者内での利用であり、第三者提供には該当しません。

なお、専修学校については、生徒に健康診断を行う必要があり、学校医に相当する医師を置くことが望ましいとされていますが、必ず置かれているわけではありません。このため、専修学校で学校医に相当する医師がおかれていない場合は、外部の医療機関に健康診断を委託することとなります。この場合、委託を受けた医療機関が専修学校に診断結果を提出することについては、本ガイドランス p 35の③と同様に、生徒の黙示的な同意が得られているものと考えられます。

【医療】厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版」（2022年）のポイント

背景 近年のサイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、情報セキュリティに関するガイドラインの整備、地域医療連携や医療介護連携等の推進、クラウドサービス等の普及等に伴い、医療機関等を対象とするセキュリティリスクが顕在化

目的 医療情報システムの安全管理や「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 16 年法律第 149 号。以下「e-文書法」という。）への適切な対応を行うため、技術的及び運用管理上の観点から所要の対策を示したもの
第5.2版では本編と別冊とに分冊化を行うとともに、制度的な動向、技術的な動向、「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」等への対応として、外部アプリケーションとの連携における利用者の認証・認可に関する記述、ランサムウェアによる攻撃への対応としてのバックアップのあり方等の対策、電子署名に関する 6.12 章の記載を整理する、などの所要の改定を実施

構成 本編において、医療機関等において実施すべき内容を整理し、分冊において、実施すべき内容の考え方や具体的な対応例を記載

【本編の目次】

1. はじめに
2. 本ガイドラインの読み方
3. 本ガイドラインの対象システム及び対象情報
4. 電子的な医療情報を扱う際の責任のあり方
5. 情報の相互運用性と標準化について
6. 医療情報システムの基本的な安全管理
7. 電子保存の要求事項について
8. 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準
9. 診療録等をスキャナ等により電子化して保存する場合について
10. 運用管理について

別表 付表 1 一般管理における運用管理の実施項目例

付表 2 電子保存における運用管理の実施項目例

付表 3 外部保存における運用管理の例

付録 （参考）外部機関と診療情報等を連結する場合に取り決めるべき事項

* どのような場合にどの章を参照すれば良いかが冒頭に整理されている

章	記載内容
1章～6章 ・10章	医療情報を扱うすべての医療機関が参照すべき内容
7章	保存義務の在る診療記録を電子保存する場合に参照すべき内容
8章	保存義務の在る診療記録を外部保存する場合に参照すべき内容
9章	e-文書法に基づき電子化して保存する場合の指針

* 全体を通じて以下のA、B、C、Dに区分して示している
A：制度上の要求事項、 B：考え方、
C：最低限のガイドライン
D：推奨されるガイドライン

【バイオ】個人情報保護委員会・経済産業省「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」（2017年公表、2021年・2022年一部改正）のポイント

背景 医療関連、金融関連（信用等含む）、情報通信関連分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに関連規律の特殊性等を踏まえて、個人情報保護委員会が定める全ての分野に適用される個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを基礎として、各分野において更に必要となる別途の規律を定めることが、個人情報保護委員会で2016年に審議された

ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進展により、個人遺伝情報を用いた幅広い医療・健康サービスによる人々の健康や福祉の向上が期待されるなか、個人遺伝情報を安全に保護し、サービスの質をアック補するために事業者が遵守すべき措置を明らかにする必要

目的 個人遺伝情報を用いた事業の適正な発達及び一般消費者の利益の保護の観点から、個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報の適正な取扱いやサービスの質の確保等、適正な事業の実施のために事業者が遵守すべき事項を整理

構成 * 類型ごとに多様な用語の定義をしている

【目次】

前文

- I. 目的及び適用範囲
- II. 法令解釈指針・事例
 - 1. 定義 ←
 - 2. 個人遺伝情報取扱事業者等の義務等
- III. 「勧告」、「命令」及び「緊急命令」等についての考え方
- IV. 適用除外
- V. 適用の特例
- VI. 域外適用
- VII. 講ずべき安全管理措置の内容
- VIII. ガイドラインの見直し
- IX. 個人遺伝情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項

類型	記載内容
情報の性質に関連する用語	個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報、遺伝情報、個人遺伝情報、試料、診療情報、氏名等削除措置、個人データ、保有個人データ、仮名加工情報、匿名加工情報
本人と事業者に関連する用語本人と事業者に関連する用語	個人情報取扱事業者、個人遺伝情報取扱事業者、遺伝情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者
「個人遺伝情報」の温香いに関連する用語	インフォームド・コンセント、氏名等削除措置管理者、個人遺伝情報取扱審査委員会、遺伝カウンセリング
本人への対応に関連する用語	本人に通知、公表、本人の同意、提供

【水産】水産庁「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン（案）」（2022年）のポイント

背景

データはICTを活用する上で重要な要素となっており、ICT等先端技術を活用して水産業の活性化を目指すスマート水産業においても同様である。その一方、データに焦点を当てて保護する法律はこれまで策定されておらず、当事者間でのデータの取扱いについて、具体的な取決めが求められる。

目的

水産分野におけるデータの提供や利用は、当事者間の信頼関係に基づき行われていた経緯があるため、従来の信頼関係を視覚化＝取決めを定めることにより、双方の意図に相違が生じない形でデータを提出・利用出来るようにすること
 漁業者、漁業協同組合、産地市場の関係者と、これらの方々からデータ提供を受ける方々とが円滑にデータを取扱い、利用関係を構築すること

構成

本編において、医療機関等において実施すべき内容を整理し、分冊において、実施すべき内容の考え方や具体的な対応例を記載

【本編の目次】

第1 総論

＊主に本ガイドラインの目的や取決めの重要性、本ガイドラインで対象とするデータ等について示している

第2 水産分野のデータ提供における基本的事項

＊水産分野のデータ提供における取決めの内容やデータの流れ、利用関係の説明を示している

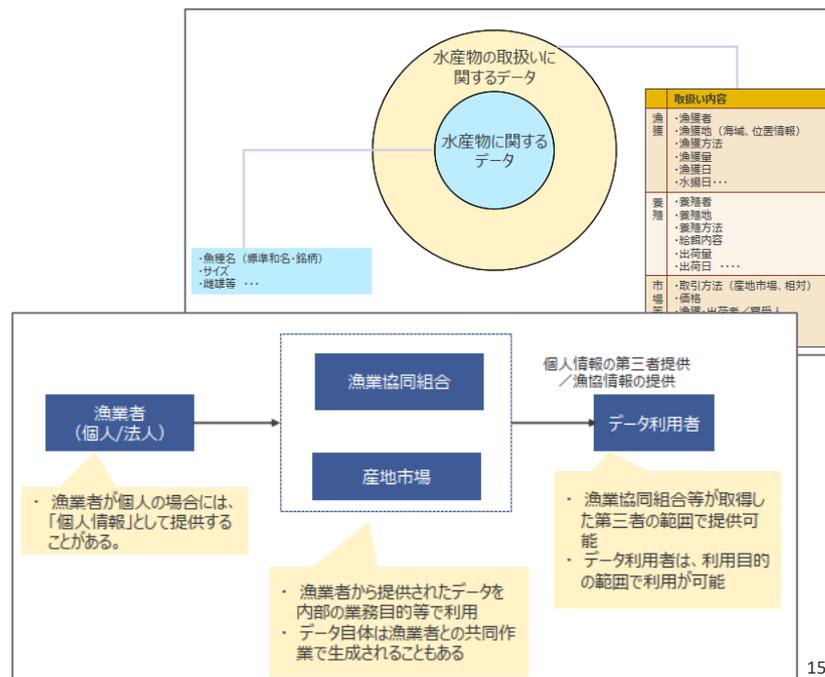
第3 水産分野におけるデータの取扱いに関する特徴

＊データ提供の取決め内容を考えるうえで考慮すべき水産分野でのデータ取扱いの特徴や利用関係のあり方を示している

第4 データ利活用に関するモデル契約書におけるポイント

＊水産分野の特殊性を踏まえたデータ提供契約の条項に関する解説とモデル契約書を示している

＊図を多用しており、分かりやすい説明となるような工夫が見られる



【AI・データ】経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（2022年）のポイント

背景

データの利活用の重要性が増加している中で、データやAIを巡る契約については、実務の蓄積が乏しく、当事者間／関係者間で、認識・理解のギャップがある。

目的

- データ契約やAIの開発・利用契約を締結するに当たって、下記を参考として提示
 - 契約者・関係者が共通で理解しておくべき基礎概念
 - 一般的に検討すべき論点
 - 契約を締結する際の考慮要素
 - モデル契約 等
- 当事者間／関係者間のギャップを埋め、契約コストを削減するとともに、契約による適切な権利義務の分配を促す
- これにより、データ共有・利活用への取組み、及び、その鍵となるAIの開発・利用の促進を図る

構成

データ契約の類型ごとに論点を整理し、論点を踏まえてガイドラインで整理

【データ編の目次】

第1 総論

第2 ガイドラインの対象・構成・活用

第3 データ契約を締結するにあたっての法的な基礎知識

-関連する法的権利の種類（著作権、特許権、営業秘密に係る権利、限定提供データに係る権利）、法的定義以外の議論（データ・オーナーシップ）等を整理

第4 「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）

第5 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）

第6 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）

-類型化した3つの契約について、契約の考え方や考慮事項等を整理

第7 主な契約条項例

- 「データ提供型」契約と「データ創出型」契約のモデル契約書案

別添1 産業分野別のデータ利活用事例

別添2 作業部会で取り上げたユースケースの紹介

